

## 旧寄中学校利活用検討委員会設置要綱

(令和元年11月26日告示)

(設置)

第1条 町内の学校再編に伴い生じる用地及び施設等の有効かつ持続可能な活用方法を検討し、地域の自立並びに活性化を図るため、旧寄中学校利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校閉校後の用地及び施設等の利活用に関すること。
- (2) 前号のほか、利活用のために必要な事項に関すること。

(委員会の構成及び組織)

第3条 委員会は、行政、各種団体の代表者、学識経験者、公募町民で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 各種団体の代表者 各1名
  - ア 松田町立寄小学校
  - イ 松田町立寄小学校PTA
  - ウ 寄地区各自治会(但し、湯の沢地区を除く。)
  - エ 寄地区振興協議会
  - オ 寄地区振興協議会青壮年部
  - カ 寄自然休養村運営協議会
  - キ 町商工振興会

(4) 学識を有する者 1名

(5) 公募による者 2名

3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 委員会は公開を原則とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進課定住少子化担当室において処理する。

(報償費等の額)

第7条 委員には会議参集に係る報償費を支払うことができる。報償費の額は別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、第2条に掲げる所掌事務の終了をもってその効力を失う。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会は、第5条第1項の規定に関わらず町長が招集するものとする。